

第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会次第

日時 令和4年8月5日（金）10時00分～

I. 開 会

II. 審議・報告事項

1. 第14回及び第15回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項（報告）
 - (1) 令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要
 - (2) 令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針
 - (3) 処分地の整地工事に関する基本方針
2. 令和4年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その1）（報告）
3. 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その4）（報告）
4. 「豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」についての改訂（その2）（審議）
— 第Ⅱ期工事の条件整理等の表と第Ⅱ期工事の撤去手順の表の修正 —
5. 豊島処分地の引き渡し時の詳細図面の決定（意見聴取）
6. 令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書（案）の作成（審議）
 - (1) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事
 - (2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事
 - (3) その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事
 - (4) その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事
 - (5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事
7. 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する中間報告（審議）

III. 閉 会

第 14 回及び第 15 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項

第 14 回フォローアップ委員会（R4. 4. 15Web 開催）及び第 15 回フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催）において審議・了承された事項のうち、撤去検討会に関連する以下の資料について報告する。

第 14 回フォローアップ委員会

- ・Ⅱ／1（1）令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要
- ・Ⅱ／1（2）令和 4 年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針

第 15 回フォローアップ委員会

- ・Ⅱ／1（3）処分地の整地工事に関する基本方針

令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要

1. 概要

令和3年度までの実施状況を踏まえ、令和4年度に実施しようとしている豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要について取りまとめた。

2. 令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の主な事項

令和4年度の主な事項に関する今後の進め方は次のとおりである。

2. 1 フォローアップ委員会での議事予定

フォローアップ委員会では、事業計画の策定及びその進捗管理、地下水浄化の到達状況の評価等に関する指導・助言・評価等を継続する。加えて、環境計測・周辺環境モニタリング調査の実施と結果の審議、処分地の整地工事の設計とその実施に関する指導・助言・評価等並びに北海岸前の海域での生態系の調査及びその遮水機能の解除による影響の検討を実施する。具体的には、3. 令和4年度の工程案に示す以下の項目に対応する。

（1）今後の事業計画の策定

令和4年度末までに追加的な地下水浄化対策や豊島処分地の関連施設の撤去、処分地の整地等を完了する予定となっており、県はその間の事業計画を提出する。

（2）地下水浄化対策の見通しと課題への対応

地下水検討会の指導・助言のもとで実施される本件処分地の地下水浄化について、その見通し及び課題について、フォローアップ委員会では、その報告を受けるとともに、同じく地下水検討会で検討された追加的な浄化対策及びリバウンド対策の終了要件及び今後の対応を審議・決定する。

（3）地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価

地下水浄化の進捗状況について、これまで及び今後の計画との関係等を吟味して評価する。また、地下水検討会での環境基準の到達及び達成の確認状況について評価・承認する。

（4）処分地の整地関連の検討

令和4年下半年に実施する予定である処分地の整地工事について、整地案の報告を受け、それに対する指導・助言等を行う。

（5）豊島廃棄物等処理事業報告書の作成

豊島廃棄物等の処理完了までの経緯、豊島廃棄物等管理委員会の活動や各種施設の維持管

理の状況等について取りまとめ、報告書を作成する。

(6) 地下水浄化の達成状況に関する追加評価

地下水浄化対策の達成状況に関する定量的評価については、第13回フォローアップ委員会で審議・了承されているが、積極的な浄化対策前に排水基準を下回っていた13区画のうちの代表3区画の計測を行い評価に反映させる。

(7) 遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査

遮水機能解除後の北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）調査を実施し、結果を報告する。併せて、遮水機能の解除前までに不定期に行ってきた調査の結果を含めた報告書の作成を進める。

(8) その他

各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂等を実施する。また、継続して実施している環境計測及び周辺環境モニタリングの結果について報告する。さらに、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況を報告する。

2. 2 地下水・雨水対策検討会での検討内容

以下の事項について、指導・助言・評価等を継続する。加えてフォローアップ委員会からの要請事項について検討する。

(1) 豊島処分地の地下水浄化対策の実施

「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」（R3.8.19策定）に基づき地下水浄化対策を実施するとともに、必要に応じ追加的浄化対策およびリバウンド対策を実施する。

(2) 追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の検討

追加的浄化対策の終了要件を検討し、終了する際は、検討会でこれを審議する。また、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」（R3.8.19策定）によって環境基準の到達までとされているリバウンド対策の終了要件を確認する。

(3) 豊島処分地の水管理マニュアルに基づく対応

表記マニュアルに基づく対応を実施し、場内の水管理を行う。

(4) 地下水の環境基準の到達・達成マニュアルに基づくモニタリング

表記マニュアルに基づき、地下水計測点のモニタリングを継続する。

(5) 地下水の環境基準の到達及び達成の確認

県はマニュアルに基づく地下水計測を行い、これを基に環境基準の到達及び達成を申請し、検討会ではこれを審議する。

(6) 地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討

追加的浄化対策のために設置している設備の残置や雨水排除方向等の検討を実施する。

2. 3 撤去検討会での検討内容

以下の事項について、指導・助言・評価等を継続する。加えてフォローアップ委員会からの要請事項について検討する。

(1) 豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する実施計画等の検討

令和3年度に引き続き令和4年度も豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を予定しており、これらの工事について、次の予定で実施計画等の審議を行う。

① ⑥-3 その他施設（豊島専用栈橋）の撤去工事の進捗状況の報告

第15回撤去検討会（R4.3.11Web開催）にて実施計画書が審議・了承されている⑥-3 その他施設（豊島専用栈橋）について、工事の進捗状況の報告を受ける。

② 令和4年度に実施する撤去工事に関する基本計画書等の審議

令和4年度に実施する、③-1, 3, 4 その他地下水の集水・貯留・送水施設（揚水井、貯留トレンチ、新貯留トレンチ）、⑥-1, 4 その他施設（積替え施設、処分地内道路）及び⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設（下流側の排水路）、⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事に関する基本計画書及び実施計画書を審議するとともに、工事の進捗状況の報告を受ける。なお、上記の地下水浄化関連の施設等の撤去の計画にあたっては、事前に地下水検討会での検討を受ける。

③ 処分地の整地関連に関する基本計画書等の審議

令和4年度に実施する⑩処分地の整地に関する基本計画書及び実施計画書を審議するとともに、工事の進捗状況の報告を受ける。

(2) 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

令和3年度に第Ⅱ期工事の撤去手順を作成・改訂を行ったが、令和4年度に実施する撤去工事の実情を踏まえて見直しを行い、工事の詳細計画等の立案に反映させる。

(3) 豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）について、所定施設等の撤去が完了したことを確認する。

(4) 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する報告書の作成

高度排水処理施設、遮水機能の解除、豊島の専用栈橋等の撤去工事について、計画から実施結果までを取りまとめ、報告書の作成を進める。

3. 令和4年度の工程案

(1) フォローアップ委員会

—— 実施の工程 - - - 検討中の工程

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フォローアップ委員会の開催	●※			仮●					仮●			仮●
今後の事業計画の策定	今後の事業計画の検討											
地下水浄化対策の見通しと課題への対応	地下水浄化対策の見通しと課題への対応、追加的浄化対策・リバウンド対策の終了要件の決定											
地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価	地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価											
処分地の整地関連の検討	今後の対応の検討			案の審議								
豊島廃棄物等処理事業報告書の作成	報告書の作成											
地下水浄化の達成状況に関する追加評価	追加の調査											
遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査	アママ場調査の実施 報告書の作成											
その他	各種マニュアル等の作成・見直し											
	環境計測・周辺環境モニタリング											
	ガラモ場調査の実施											

※令和3年度末に開催予定であったが、事業の進捗状況により4月に延期した。

(2) 地下水・雨水等対策検討会

—— 実施の工程 — 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地下水・雨水等対策検討会の開催			仮 ●		仮 ●		仮 ●		仮 ●			仮 ●		
追加的 浄化対 策	HS-⑩：区画⑩⑩附近のベンゼン等の汚染		揚水井等からの揚水浄化						必要に応じて追加的浄化対策を継続					
	HS-⑩：区画⑩附近の1,4-ジオキサン等の汚染		注水・揚水井による注水浄化						必要に応じて追加的浄化対策を継続					
	HS-D西:D測線西側付近のトリクロロエチレン等の汚染		化学処理による浄化						必要に応じて追加的浄化対策を継続					
追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の検討		終了要件の検討												
豊島処分地の水管理マニュアルに基づく対応		場内の水管理												
環境基準の到達・達成マニュアルに基づくモニタリング (※)		水質モニタリング												
地下水の環境基準の到達・達成の確認								環境基準の到達・達成の確認						
地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討		検討												

(※) 地下水計測点において、排水基準を超過した場合は、地下水検討会で検討の上リバウンド対策を実施する。

(3) 豊島事業関連施設の撤去等検討会

—— 実施の工程 — — — 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催					仮 ●		仮 ●	仮 ●					仮 ●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他 地下水 の集水・ 貯留・送 水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施				
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施				
⑥その他 の施設	1積替え施設			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4処分地内道路			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施				
⑦処分地外周からの雨水 の集水・排除施設(下流 側の排水路)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施				
⑧地下水の観測施設 (観測井)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑩処分地の整地関連				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施					
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し		見直し・審議											
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事) の撤去完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関 する第Ⅱ期工事に関する報告 書の作成											報告書の作成開始		

令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針

1. 概要

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における環境計測及び周辺環境モニタリングについては、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会や豊島処分地地下水・雨水等対策検討会における審議・了承を踏まえ、計測項目や計測頻度等について見直しを行ってきた。

今回、第23回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（R4.2.18開催）において審議・了承を得たことから、令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングについて以下のとおり見直し、別紙のとおり実施することとしたい。

2. 見直しの方針

別紙に示す令和4年度の計測地点及び計測頻度の見直しの方針は下記のとおりである。なお、「令和5年度以降（産廃特措法の延長期限以降）における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針」（第11回フォローアップ委員会資料11・Ⅱ／8）に基づき、環境計測は令和4年度で原則、終了する（上述した基本方針では、本件処分地内での作業等はすべて令和4年度中に終了するものと考えている。しかしながら、地下水の追加的浄化対策の実施が基本方針の策定後に決められたことから、その令和5年以降の延長の可能性を想定していない。したがって、追加的浄化対策は原則、令和4年の上期で終了する予定ではあるが、令和5年以降も継続されるようなら、その終了まで環境計測は実施することになる。そこで、「原則」を加えてある。）。

- (1) 「1. 環境計測」の区分「水質（放流水関連）」については、貯留トレンチを除き、令和3年度に「計測地点」となっている対象施設が供用停止されたため、環境計測を終了する。
- (2) 「1. 環境計測」の区分「水質（放流水関連）」の計測地点「貯留トレンチ」では、「豊島処分地の水管理マニュアル」（第13回フォローアップ委員会 R3.12.22 策定）に基づき、計測地点を追加し、計測項目等を修正する。
- (3) 「2. 周辺環境モニタリング」の区分「水質」の計測地点「周辺地先海域3地点」では、水質汚濁に係る環境基準について大腸菌群数が大腸菌数に見直された（R4.4.1 施行）ことに伴い、計測項目を見直す。なお、排水基準については見直されていないことから、「海岸感潮域3地点」について変更はない。

(4) 「2. 周辺環境モニタリング」の区分「水質」の計測地点「西揚水井」では、令和3年度に「計測地点」となっている対象施設が供用停止されたため、周辺環境モニタリングを終了する。

(5) 「2. 周辺環境モニタリング」の区分「生態系」の「アマモ場5地点 ガラモ場3地点」では、令和3年度の遮水機能の解除前のモニタリングに続き、解除後のモニタリングを令和4年度に実施する。実施計画を本フォローアップ委員会の資料 14・Ⅱ／5－3で審議いただく。

参考資料1～3に示す「令和5年度以降産廃特措法の延長期限以降における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針案」、「豊島処分地の水管理マニュアル」及び「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」については、これを踏まえて本実施方針を作成しているため、今回の資料では省略した。

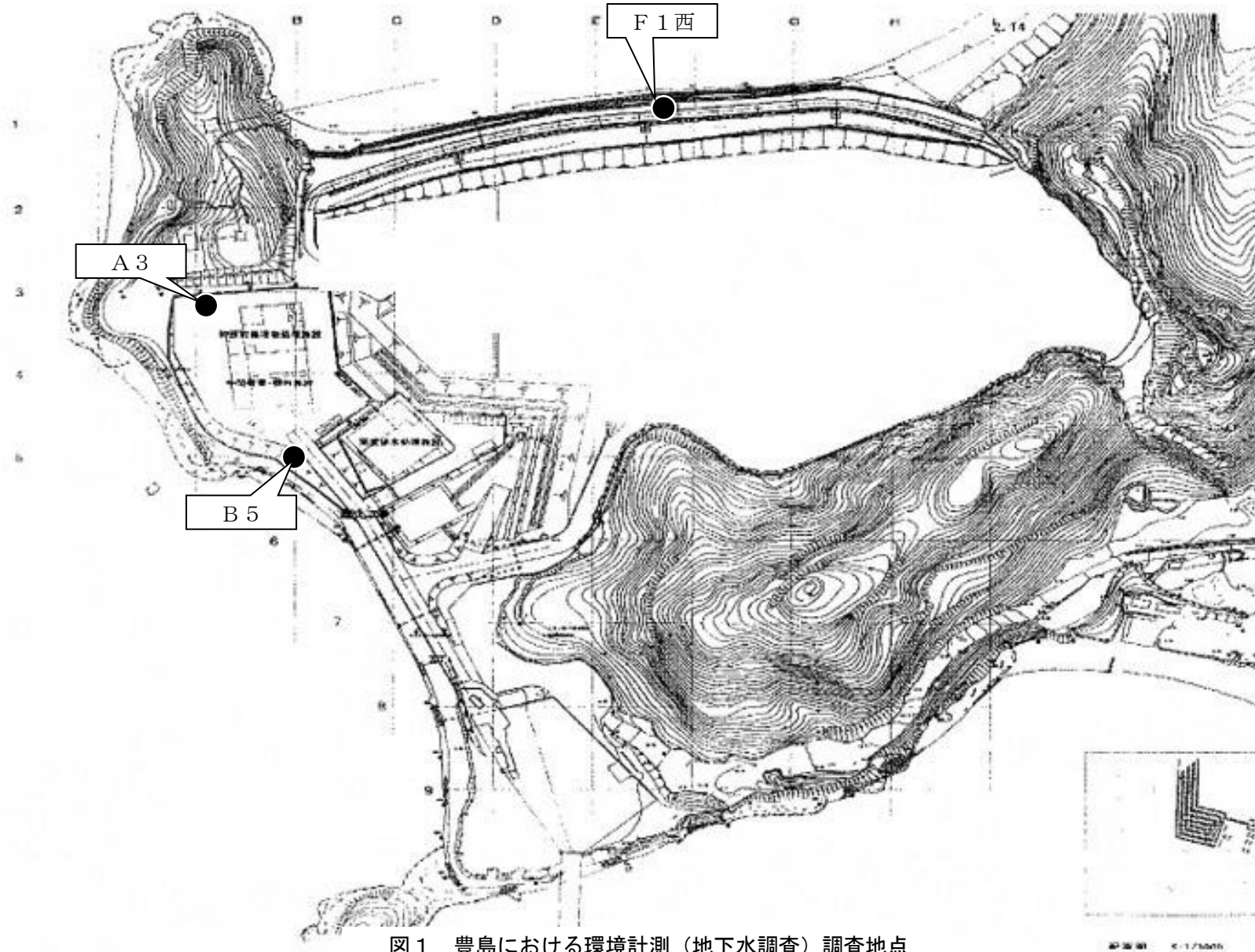


図1 豊島における環境計測（地下水調査）調査地点

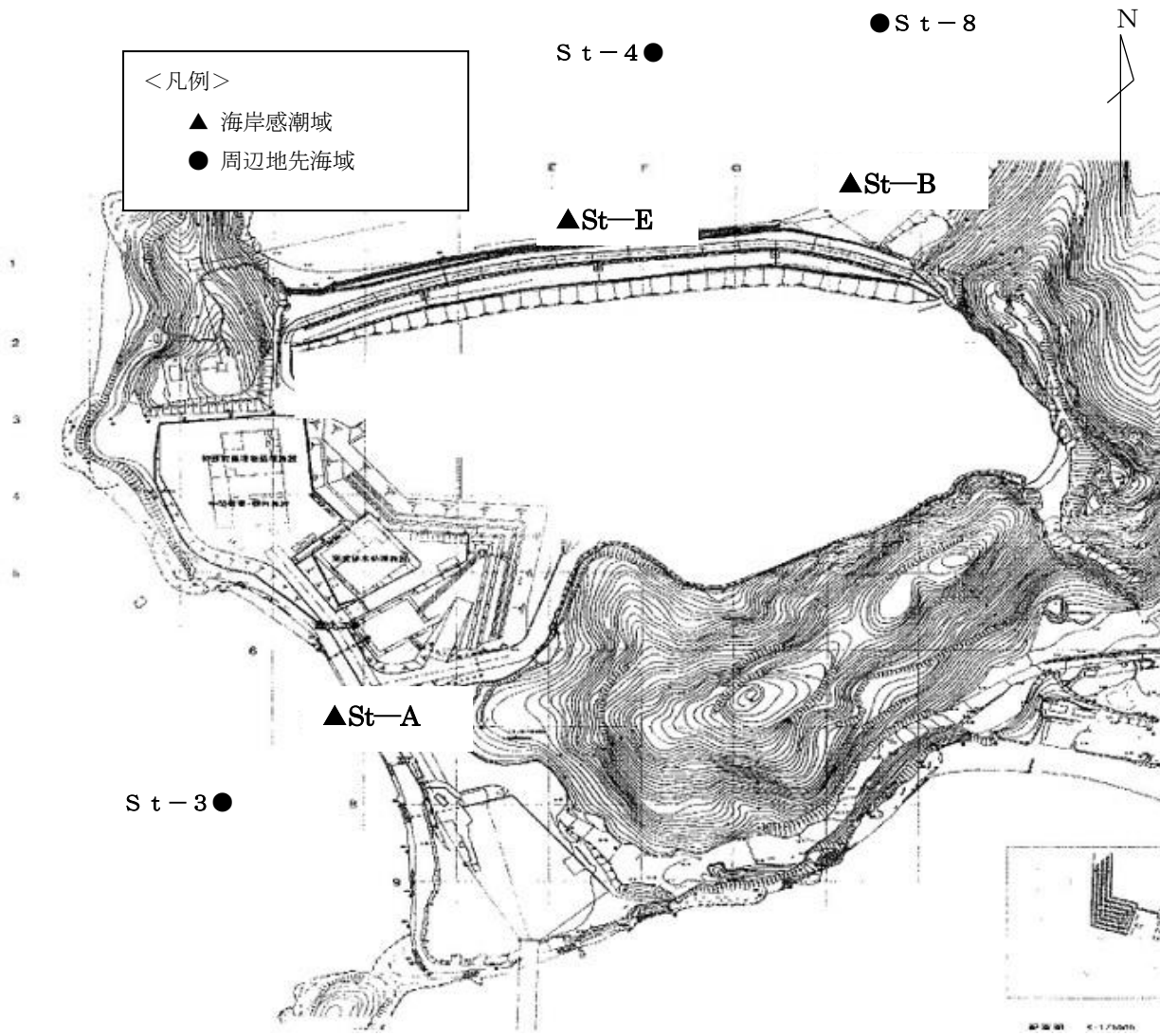


図2 豊島における周辺環境モニタリング（水質及び底質）調査地点

令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針（案）

1. 環境計測

区分	計測地点	計測項目	計測頻度	変更理由
水質 (放流水関連)	沈砂池1	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、溶解性鉄、 ダニリン類	年1回(夏)^{※1※2}	令和3年度に対象施設が供用停止されたため、環境計測を終了する。
	沈砂池2	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、溶解性鉄、 ダニリン類	年1回(夏)^{※2}	
	北揚水井	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、n-ヘキサン抽出 物質(油分等)、フェノール類、溶解性鉄、溶解性マンガン、全窒素、全リン、砒素及 びその化合物、ベンゼン、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアモニア性窒素、1,4- ジニトロベンゼン、ダニリン類	年4回^{※2} (地下水調査時)	令和3年度に対象施設が供用停止されたため、環境計測を終了する。
	貯留トレンチ・ 新貯留トレンチ・ 浸透池	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、 浮遊物質量(SS) 、n-ヘキサン抽出 物質(油分等)、フェノール類、 亜鉛 、溶解性鉄、溶解性マンガン、全窒素、全リン、 クロロフェン、トリクロロフェン、シス-1,2-ジクロロフェン、ベンゼン、 硝酸性窒素、亜硝酸性窒 素及びアモニア性窒素、1,4-ジニトロベンゼン、ダニリン類^{※1}	放流 や処理 を実施 する都度 ^{※2}	「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づき、計測地点を 追加し、計測項目等を修正す る。
	高度排水処理施設 の原水調整槽	ニッケル	年1回(春)^{※2}	令和3年度に対象施設が供用停止されたため、環境計測を終了する。
	高度排水処理施設 放流水	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)	連続^{※2}	
		水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、n-ヘキサン抽出 物質(油分等)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、 カドミウム、大腸 菌群数、全窒素、全リン、水銀及び有機水銀その他の水銀化合物、アセチル水銀 化合物、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化 合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、PCB、トリクロロフェン、テトラクロロ フェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロ ロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオホルム、シロリン、手 帳ベンゼン、ベンゼン、セレン及びその化合物、砒素、フッ素、硝酸性窒素、亜硝酸性 窒素及びアモニア性窒素、1,4-ジニトロベンゼン、ダニリン類	年1回(春)^{※2}	
		水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、 ベンゼン、1,4-ジニトロベンゼン、トリクロ ロフェン、シス-1,2-ジクロロフェン、クロロフェン	月1回以上^{※2}	
活性炭吸着塔の 排出口	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、 ベンゼン、1,4-ジニトロベンゼン、トリクロ ロフェン、シス-1,2-ジクロロフェン、クロロフェン	月1回以上^{※2}		
凝集膜分離装置の 排出口	浮遊物質量(SS)、 ダニリン類	処理対象とする原 水が変わる都度^{※2}		
水質 (地下水関連)	北海岸1地点 (F1西) 西海岸2地点 (A3、B5)	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全リン、 カドミウム及びその化合物、鉛 及びその化合物、砒素及びその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロフェン、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリク ロロエタン、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、砒素、1,4-ジ ニトロベンゼン、塩化物イオン、電気伝導率、ニッケル、モリブデン	年2回(夏、冬)	変更なし

※1 ~~沈砂池1から流出する水を採水する。また、夏季以外においても降雨の状況によって満水になる期間が1週間以上続く場合は、臨時に計測を実施する。~~

※1 「豊島処分地の水管理マニュアル」(第13回フォローアップ委員会 R3.12.22策定)に基づき、揚水等が化学処理の酸化剤の影響を受けている場合には、
溶出のおそれのある金属類についても計測を実施する。

※2 放流水関連の環境計測は、「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」(第41回豊島廃棄物等管理委員会)に基づき、対象施設が撤去又は供用停
止されるまで実施する。

2. 周辺環境モニタリング

区分	計測地点	計測項目	計測頻度	変更理由
水質	周辺地先海域 3地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、 大腸菌群数大腸菌数 、全窒素、全磷、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジメチルベンゼン、塩化物イオン、全亜鉛、モリブデン、アンチモン、ダイオキシン類	年1回(夏)	水質汚濁に係る環境基準の大腸菌群数が大腸菌数へ見直されることに伴い、計測項目を変更する。 なお、令和4年度及び5年度は、これまでの測定結果と比較可能となるよう大腸菌群数も測定する。
	海岸感潮域 3地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、大腸菌群数、全窒素、全磷、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジメチルベンゼン、塩化物イオン、全亜鉛、モリブデン、アンチモン、ダイオキシン類	年2回(夏,冬)※3	変更なし
	西揚水井	メチル水銀化合物、水銀及びメチル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、トリフルオロメタン、シアン、チオホルム、ベンゼン、セレン及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、フッ素、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類	年1回※4	令和3年度に対象施設が供用停止されたため、周辺環境モニタリングを終了する。
底質	周辺地先海域 2地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、硫化物、強熱減量、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機燐化合物、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン、ダイオキシン類	年1回(夏)	変更なし
	海岸感潮域 3地点	化学的酸素要求量(COD)、硫化物、強熱減量、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン、有機燐化合物、ダイオキシン類	年1回(夏)	変更なし
生態系	アマモ場5地点 ガラモ場3地点	藻類の繁茂状況(生育密度、葉条長)、葉上付着動物、葉上付着珪藻、水温、塩分、透明度、栄養塩類、出現魚類(北海岸アマモ場)	アマモ場(夏)※5-1 ガラモ場(冬)	変更なし

※3 ~~令和4年度から遮水機能を解除する予定であるため、計測頻度を増やす。~~

※4 ~~西揚水井の周辺環境モニタリングは、「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」(第41回豊島廃棄物等管理委員会)に基づき、当該施設が撤去又は供用停止されるまで実施する。~~

※5-1 生態系の周辺環境モニタリングは、「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」(第41回豊島廃棄物等管理委員会)に基づき、遮水機能の解除の前後に実施する予定であり、表に掲載したものは遮水機能の解除前後の実施分である。

処分地の整地工事に関する基本方針

1. 経緯

処分地内部の整地に関する検討については、第 14 回フォローアップ委員会(R4. 4.15 開催)において、地下水浄化への影響や豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討要望を踏まえて設計作業を進めることが審議・了承された。

そこで、地下水・雨水対策の観点からの整地工事の基本的な考え方を整理し、第 24 回地下水検討会(R4.6.2Web 開催)において、「地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討(別紙)」を示し、審議・了承いただいた。

ここでは、地下水検討会での検討結果や豊島住民会議からの要望を踏まえて作成した「処分地の整地工事に関する基本方針」を示し、審議いただく。了承いただければ、この基本方針に沿って基本計画書の策定・審議等を撤去検討会で進めていきたい。

2. 処分地の整地工事に関する基本的考え方

(1) 整地にあたっての留意事項

①地下水の環境基準の達成までの処分地内の安全の確保及び地下水浸透の促進

「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」(H29.10.9 第 2 回フォローアップ委員会)に基づき、本件処分地における地下水の環境基準の達成が確認された後に、豊島 3 自治会に引き渡される。その間の自然浄化対策では雨水の地下浸透が重要であり、このために処分地は緩やかな傾斜とするとともに適度の雨水滞留機能を持たせる。なお、雨水貯水の深さは安全性に配慮して最大でも 60cm とし、その高さを調節できるように導水管呑口部の高さを調整可能な構造(挿し板付き)とする。呑口高が最低あるいは挿し板を撤去すれば、処分地は冠水しない。引き渡し時には、この挿し板は撤去する。

HS-⑩、⑳、D 西周辺の浸透池については、自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するため、法面勾配を緩くするなど浸食を抑制と安全性に配慮した形状としたうえで残置する。これら以外の既存の浸透池(②⑨)は整地工事に合わせて埋め戻す。なお残置した浸透池は、土地の引き渡し時に埋戻すこととし、そのための土壌を処分地内に保管する。

②土堰堤の維持・保全

高月京都大学名誉教授・永田早稲田大学名誉教授からの「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」(R04.3.11)を受けた香川県並びに豊島住民会議の協議において、同要請の通り本件処分地の豊島 3 自治会への引き渡し時には土堰堤を残置することが合意された。

地下水の環境基準の達成までの間、海水の侵入を防ぐため土堰堤の維持・保全は重要であり、その基部等が表面雨水流による侵食を受けないように対処する。

また、海水の侵入を抑制しつつ、土堰堤の維持管理を容易にする観点から、土堰堤の高

さは現状より 1m ほど低い TP+5.0m とし、また海岸側への傾斜も緩くして安全性に配慮する。

③表面雨水の排出方法

表面雨水の最終的な排出先には、住民会議との協議も踏まえ、沈砂池の排水で使用していた西海岸に埋設の導水管(外径 940mm 内径 800mm、埋設深さ上端 TP+1.8m、埋設長 20.5m で吐口部の海水逆流防止用のフラップゲートは既設) を活用する。

平成 29 年 9 月より沈砂池 1 を自然流下に変更して以降、処分地は浸水しておらず、導水管は豪雨時等の排水には十分対応できると考える。

④引き渡し時の対応

上述したように、引き渡し時には、浸透池はすべて埋戻し、また導水管の挿し板も撤去し、豪雨時にも処分地が冠水しない状態とする。したがって処分地全体は緩やかな傾斜をもった形状となり、安全性は維持される。

(2) 整地案のイメージ

上記の留意事項を考慮した整地案のイメージを図 1 から図 3 に示す。

具体的には、

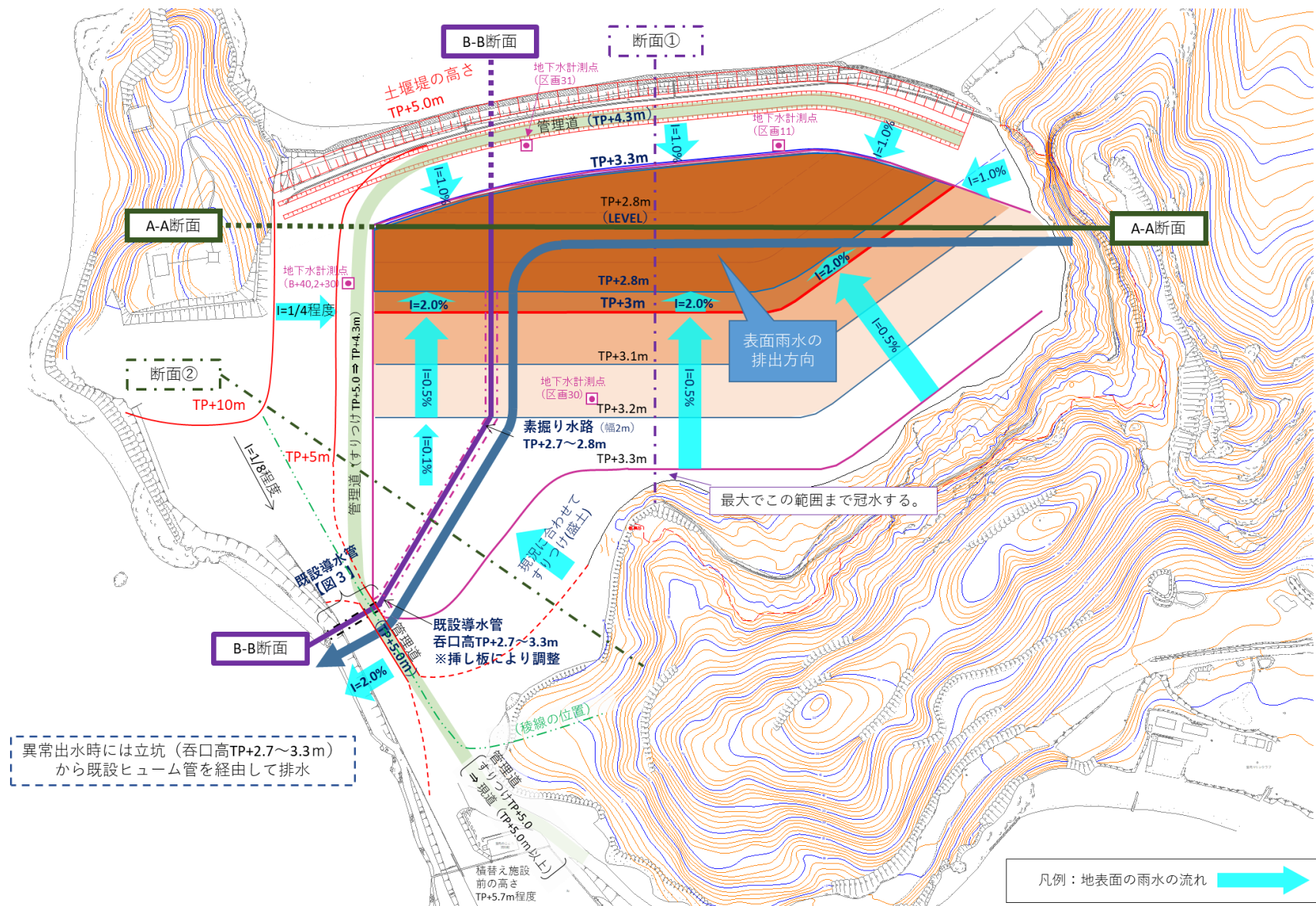
- ・処分地内は第 2 次豊島廃棄物等処理技術検討委員会です承された「切・盛バランス切盛土工」により、できるだけ緩い傾斜とし、危険のない状態にする。
- ・現状の勾配 ($i=0.5\%$ 程度) を参考に、南側及び東側の山面から全体的に緩やかに勾配をつけ、山側から流入する雨水を含めた処分地内の雨水が処分地内全域から浸透する形状とする。
- ・北海岸土堰堤に影響が生じないように、土堰堤の法すそから地表面の雨水が集まる地点までの距離を確保するとともに、その範囲は南向きの緩やかな勾配を付ける
- ・西海岸付近の処分地内道路の舗装を撤去のうえ、舗装撤去前の高さ及び整地後の北海岸土堰堤の高さと同じ TP+5.0m に整地し、道路下に埋設した導水管については、呑口高を調整可能となるようにしたうえで残置する。処分地内で最も標高の低くなる中央西側から西海岸に向けて素掘り水路を設置し、この呑口から導水管に繋げ、排水する。
- ・処分地の水管理にあたっては、地下水計測点ができるだけ水没しないように配慮するとともに、余剰な雨水を西海岸から排水する等の配慮を行うものとする。
- ・具体的には、通常時は導水管の呑口高を高くし処分場内に雨水を滞留させ、地下浸透を図る一方で、異常出水時は導水管の呑口高を低くし、処分地内の雨水を排除して処分地の浸水を抑制する。

3. 今後の予定

「処分地の整地工事に関する基本方針」について本委員会で審議・了承を得られれば、これに基づき詳細設計に入る。詳細設計では県が管理する時点や土地の引き渡し時点等、段階を分けて整地図面を示すとともに、撤去する施設等(新設を含む)を整理、提示する。これらの内容は豊島住民会議と協議・決定し、最終の詳細設計とする。また、この過程では、確率降雨量に基づく冠水状況の推定等を示し、引き渡し時の導水管やその関連設備の撤去・残置の判断の用に供する。

最終の詳細設計の完了後、基本計画書の策定から始まる今後の検討・審議等は撤去検討会で対応願うこととしたい。その状況は適宜、フォローアップ委員会に報告する。

〔別紙〕に示す「地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討」については、これを踏まえて本基本方針を作成しているため、今回の資料では省略した。〕



※ 図中の破線 (TP+5.0 の等高線) は、詳細設計において若干位置が変更となる場合がある。

図1 土地の引き渡し時 (平面) 【イメージ】

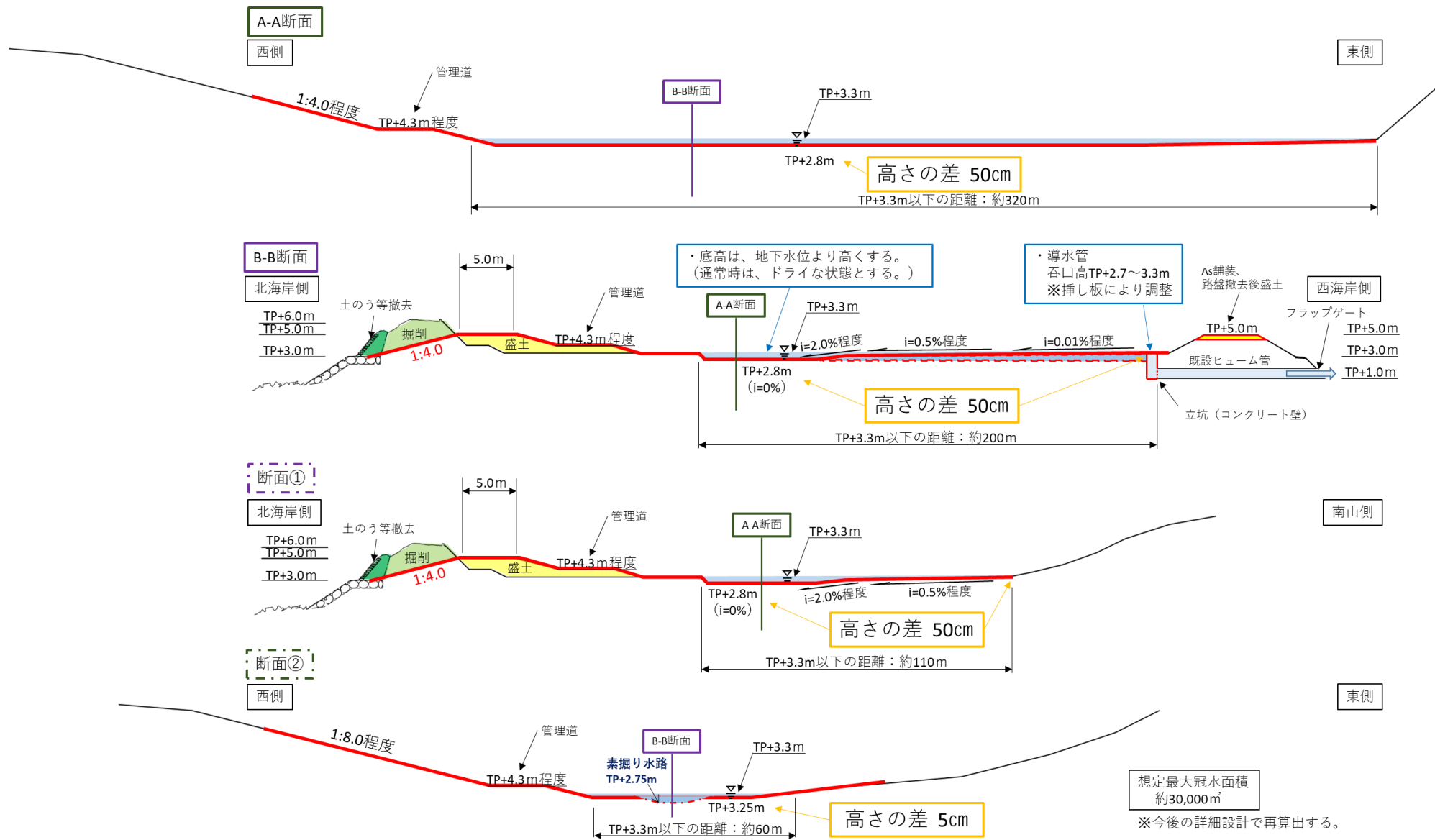
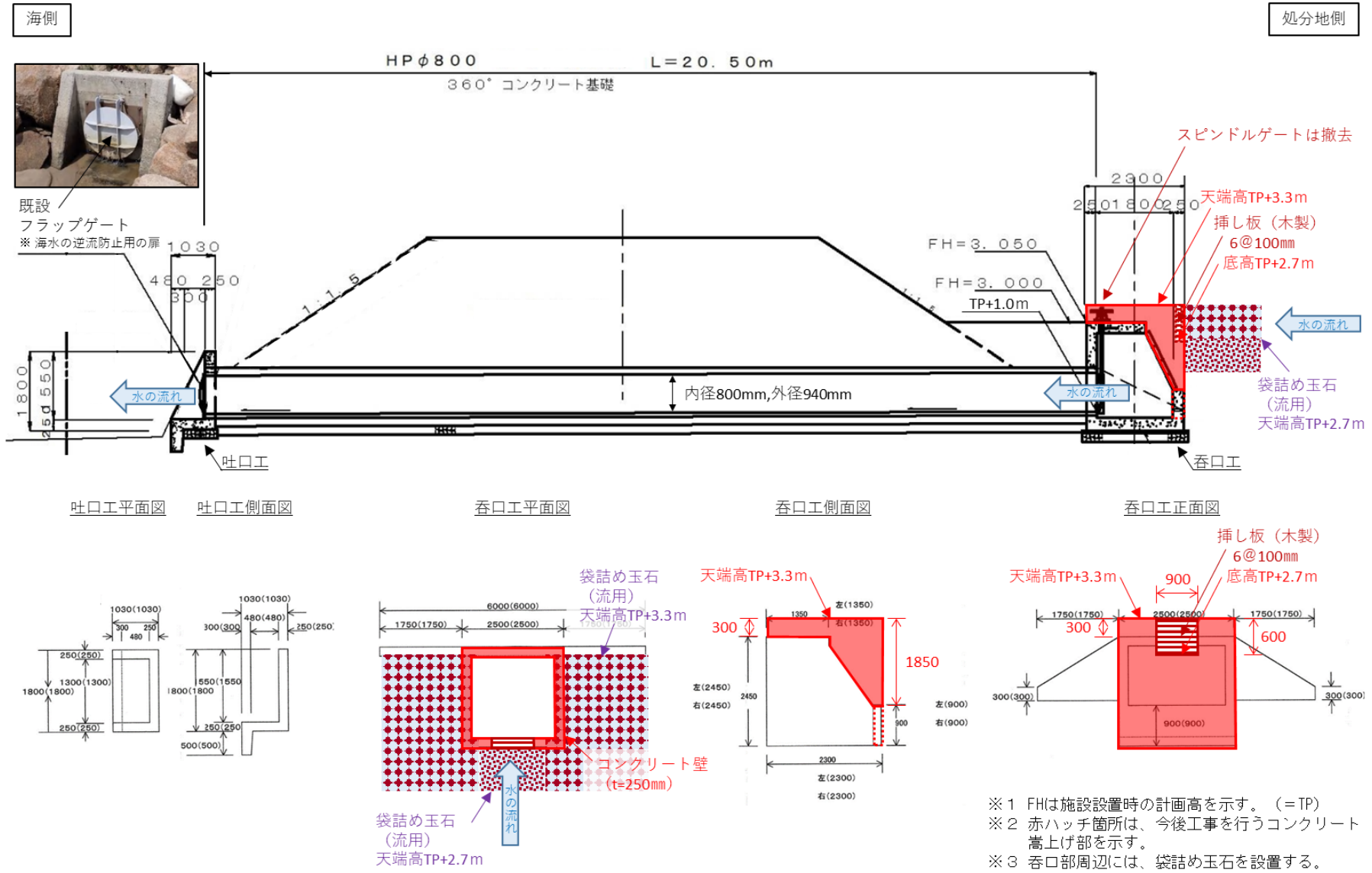


図2 土地の引き渡し時（縦横断図）【イメージ】

導水管構造図



- ※ 1 FHは施設設置時の計画高を示す。(=TP)
- ※ 2 赤ハッチ箇所は、今後工事を行うコンクリート嵩上げ部を示す。
- ※ 3 呑口部周辺には、袋詰め玉石を設置する。

図3 土地の引き渡し時(導水管)【イメージ】

令和 4 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その 1）

1. 概要

令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業のうち撤去検討会所掌分については、第 14 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4. 4. 15Web 開催）において審議・承認いただき、実施している。以下にこれまでの実施状況を示す。

2. 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（撤去検討会関係）の実施状況

2.1 豊島内関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する実施計画の検討

令和 3 年度から豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を実施しており、これらの工事について、基本計画書及び／あるいは実施計画書*の審議・了承を経て実際の工事を行う。なお、施設番号は本検討会資料(撤)第 16 回Ⅱ / 4 別紙 1 で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

※ 実施計画書のみで対応するのは、県が実施する一般土木工事に対してであり、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」（第 11 回フォローアップ委員会（R3. 3. 25Web 開催））で規定されている。

(1) その他施設（⑥-3 豊島専用棧橋）の撤去工事の進捗状況の報告

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて基本計画書を、第 15 回撤去検討会（R4. 3. 11Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去工事に着手している。現況はⅡ / 3 で報告する。

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井、③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）、処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事

上記については、地下水検討会で検討中ではあるが、本検討会にて基本計画書をⅡ / 6（1）～Ⅱ / 6（2）で審議いただく。

(3) その他施設（⑥-1-1 積替え施設(上部)、⑥-1-2 積替え施設(下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事

上記については、本検討会にて基本計画書をⅡ / 6（3）～Ⅱ / 6（4）で審議いただく。

(4) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事

上記については、「処分地の整地工事に関する基本方針」（第 15 回フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催））に基づき行うものとし、地下水検討会で検討中ではあるが、本検討会にて基本計画書をⅡ / 6（5）で審議いただく。

2.2 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

上記については、本検討会にてⅡ / 4 で審議いただく。

2.3 豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認

上記については、現時点で撤去が完了した施設もあるが、全ての施設の撤去完了後に撤去検討会委員の確認を受け、今後の本検討会に報告する予定としている。

2.4 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する報告書の作成

上記については、全ての施設の撤去完了後にとりまとめ、今後の本検討会で審議いただく予定である。

3. 令和4年度の実施状況（令和4年8月5日時点）

—— 実施の工程 - - - 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催						●	仮●	仮●					仮●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他地 下水の集 水・貯留・ 送水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
⑥その他の 施設	1-1積替え施設 (上部)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	1-2積替え施設 (下部)等			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4-2 処分地内道 路部(積替え施設 周辺)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑦-2 処分地外周からの雨水の集 水・排除施設(下流側の排水路)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)						
⑧地下水の観測施設 (観測井)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)						
⑩処分地の整地関連(地下水の自然 浄化対策の実施期間)、⑥-4-4 導水管呑口部及び⑪地下水浄化 関連の改修工事			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施(予定)						
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し						審議	進捗状況等を踏まえて、適宜、修正						
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事)の撤去 完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関する第 Ⅱ期工事に関する報告書の作成											報告書の作成開始		

豊島事業関連施設の撤去等の状況（その 4）

1. 概要

今年度実施している撤去工事等の施工状況について報告する。なお、施設番号は本検討会資料 撤 第 16 回 II / 4 別紙 1 で示されたものであり、今後はこれを共通で使用する。

表 1 豊島内関連施設の撤去に関する第 II 期工事の概況

施設の役割	番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-2	承水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-4	西井戸	施工中 (R3. 9. 1～R4. 8. 31 予定)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1	揚水井	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6～R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	③-4	新貯留トレンチ	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設（上部）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-1-2	積替え施設（下部）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-1-3	トラックスケール	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10～R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	施工中 (R4. 1. 11～R4. 10. 31 予定)
	⑥-4-1	処分地内道路部（高度排水周辺）	施工中 (R3. 9. 1～R4. 8. 31 予定)
	⑥-4-2	処分地内道路部（積替え施設周辺）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-4-3	導水管	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-4-4	導水管呑口部	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱	引き渡し時に撤去
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路（上流側）	完了 (R3. 6. 4～R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路（下流側）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
⑧地下水の観測施設	⑧	観測井	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）	⑩	処分地内整地	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池（区画 11）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑪-2	浸透池（区画 30）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議
	⑪-3	浸透池（D 測線西側）	第 16 回撤去検討会で基本計画書を審議

2. 手続き状況

豊島事業関連施設の撤去等検討会にて実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況*は、表2のとおりである。なお、該当施設の位置等については別紙に示す。

※前回（第15回撤去検討会（R4.3.11Web開催））で、撤去の完了を報告した工事を除く。

表2 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
対象施設		処分地内進入路の排水路 承水路 承水路下トレンチドレーン 沈砂池1 沈砂池2
施設番号		①-1, -2, -3, -5, -6
撤去等の実施事業者		(有)高橋建設
工期		R3.6.4~R4.3.18 ^(注1)
手続きの状況	基本計画書の審議	第10回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3.5 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.5.21
	実施事業者の決定	R3.6.1
	実施計画書の審議	第11回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議

(注1) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3.6.4~R4.3.28]

手続き事項		手続きの内容		
対象施設		集水井	高度排水処理施設関連施設 簡易地下水処理施設	西井戸 処分地内道路部（高度排水周辺）
施設番号		③-2	④、⑤	①-4、⑥-4-1
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)	(株)合田工務店	(有)東口組
工期		R3.9.6~R4.6.30	R3.9.7~R4.4.25 ^(注2)	R3.9.1~R4.8.31
手続きの状況	基本計画書の審議	第11回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み		
	発注仕様書の作成	R3.7 土木工事共通仕様書により発注	R3.7 建築物解体工事共通仕様書により発注	R3.7 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.7.19	R3.7.21	R3.7.26
	実施事業者の決定	R3.8.25	R3.9.1	R3.8.24
	実施計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議		

(注2) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3.9.7~R4.4.28]

(次頁に続く)

表2 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等（続き）

手続き事項		手続きの内容
対象施設		トレンチドレーン 北揚水井 遮水壁
施設番号		②-1, 2, ⑨
撤去等の実施事業者		(株)田中海事
工期		R3. 11. 4～R4. 4. 20 (注3)
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 9. 28
	実施事業者の決定	R3. 10. 21
	実施計画書の審議	第13回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議

(注3) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3. 11. 4～R4. 5. 20]

手続き事項		手続きの内容
対象施設		ベルトコンベア
施設番号		⑥-2
撤去等の実施事業者		鎌長製衡(株)
工期		R3. 12. 10～R4. 3. 14 (注4)
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 10. 26
	実施事業者の決定	R3. 12. 7
	実施計画書の審議	第14回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注4) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3. 12. 10～R4. 3. 28]

手続き事項		手続きの内容
対象施設		専用栈橋
施設番号		⑥-3
撤去等の実施事業者		(株)村上組
工期		R4. 1. 11～R4. 10. 31 予定
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 11. 8
	実施事業者の決定	R4. 1. 4
	実施計画書の審議	第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注) 施設番号は別紙を参照。

3. 各工事の施工状況

(1) 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（①-1 処分地進入路の排水路、①-2 承水路、①-3 承水路下トレンチドレーン、①-5 沈砂池1、①-6 沈砂池2）の撤去工事

令和4年3月18日に撤去工事を完了した。

表3 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---▶）

内容	施工期間（R3.6～R4.3）									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
沈砂池1				←→						
沈砂池2			←→							
承水路			←→							
U型水路				←→						
連通管				←→						
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出				←→					→	
整地工					←→					
片付工（書類の整理等）									←→	



写真1 承水路の撤去後の状況

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-2 集水井) の撤去工事

令和4年6月30日に撤去工事を完了した。

表4 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←---→)

内容	施工期間 (R3.9~R4.6)									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
集水井 ^(注)							←→			
集水ボーリング ^(注)		←→								
コンクリート塊等の分別・ 保管・搬出		←→								
整地工							←→			
片付工										←→

(注) 鉛直方向の立坑が集水井、水平方向の横坑が集水ボーリングである。



写真2 集水井の撤去後の状況

(3) ④高度排水処理施設及び関連施設並びに⑤簡易地下水処理施設の撤去工事

令和4年4月25日に撤去工事を完了した。

表5 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---▶）

内容	施工期間 (R3.9~R4.4)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
実施計画書等の作成等	←→							
仮設工			←→			→		
石綿除去工			←→		→			
内装材等解体工			←→		→			
躯体等解体工			↔	←→			→	
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←→					→
整地工							↔	
片付工								↔

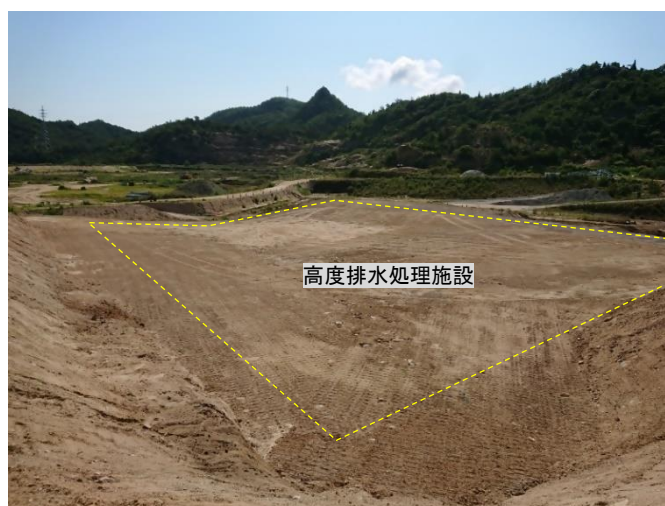


写真3 高度排水処理施設の撤去後の状況

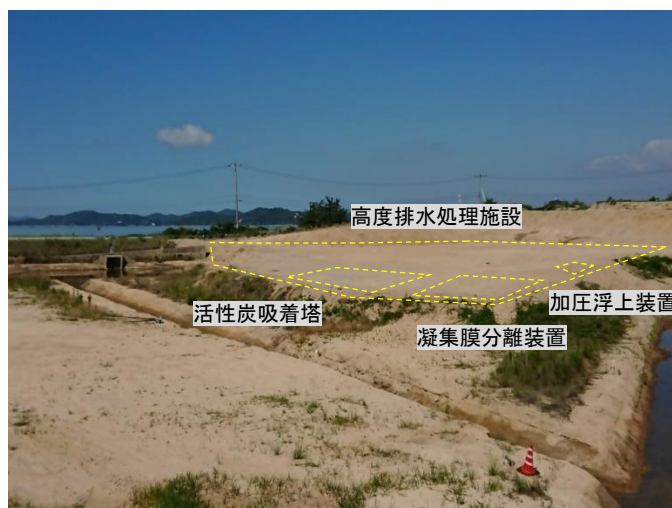


写真4 簡易地下水処理施設の撤去後の状況

(4) 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設 (①-4 西井戸) 並びにその他施設 (⑥-4-1 処分地内道路部 (高度排水周辺)) の撤去工事

コンクリート擁壁等の取り壊しは完了しており、「Ⅲ. 6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に基づき、コンクリート塊等の搬出を行っている。路盤材の豊島内一般廃棄物処分場での活用時期が前倒しとなり、搬出時期が早まりトラック搬出作業が必要になったこと、瀬戸内国際芸術祭の開催期間 (8月5日～9月4日) は十分な搬出量の確保が難しいこと等により、コンクリート塊等の搬出が遅延した場合は、工期を1月程度延長する可能性がある。

表6 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←---▶)

内容	施工期間 (R3.9～R4.8 予定)											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
実施計画書等の作成等	←	←	▶									
構造物撤去工												
処分地内道路							←	←	▶			
西井戸						←	▶		←	▶		
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出									←	←	▶	▶
整地工								←	▶			
片付工												←

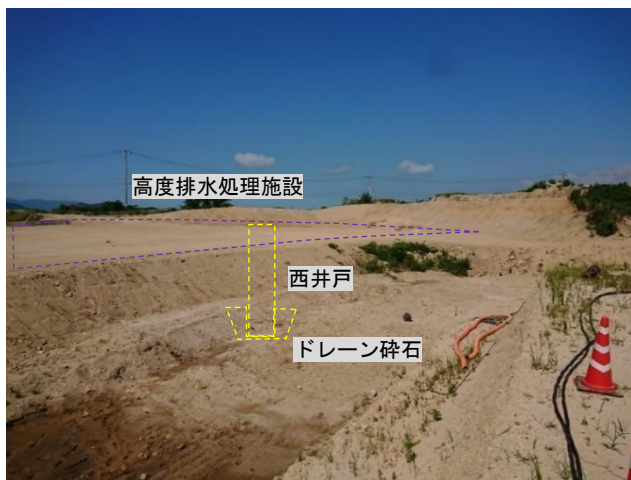


写真5 西井戸の撤去後の状況

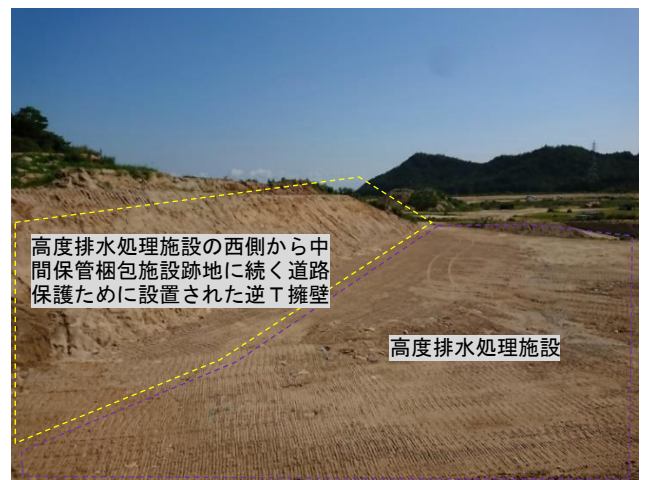


写真6 逆T擁壁の撤去後の状況



写真7 コンクリート塊等の集積状況

(5) ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事
令和4年4月20日に撤去工事を完了した。

表7 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---▶）

内容	施工期間 (R3.10~R4.4)						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		←→					
構造物撤去工							
アスファルト舗装等			←→				
トレンチドレーン				←→			
送水管				←→		←→	
北揚水井				←→			
遮水壁（遮水鋼矢板及び新設鋼矢板）					←→		
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←→			→	
作業土工（作業ヤードの整地、整形等）			←→			→	
片付工							←→



写真8 北海岸土堰堤の全景（西端→東向き）

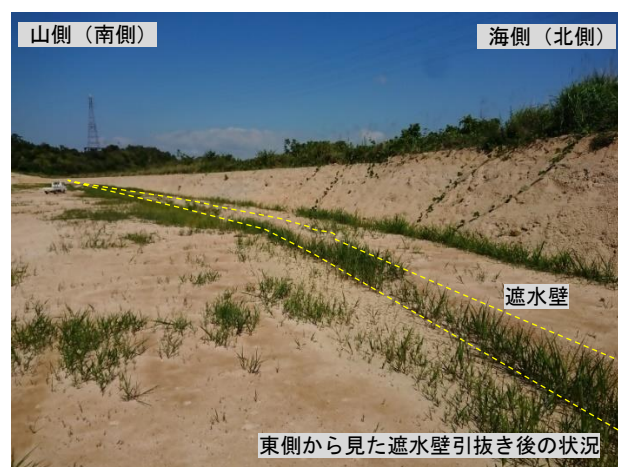


写真9 北海岸土堰堤の全景（東端→西向き）

(6) その他施設 (⑥-2 ベルトコンベア) の撤去工事

令和4年3月14日に撤去工事を完了した。

表8 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←---▶)

内容	施工期間 (R3.12~R4.3)			
	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→			
資機材の搬入・準備等			←→	
構造物撤去工				
ベルトコンベア			←→	
金属類等の分別・保管・搬出			←→	
片付け工 (書類の整理等)				←→



写真10 ベルトコンベア (陸側→海側向き)



写真11 ベルトコンベア (海側→陸側向き)

(7) その他施設 (⑥-3 専用棧橋) の撤去工事

令和4年4月から作業を開始し、鋼管杭の撤去を進めている。なお、棧橋上部の撤去状況について、5月10日に鈴木委員による現地での視察・確認を受け、安全ベルトの巻き止め状況、夜間の灯浮標の点灯状況の確認等、工事中の安全対策の徹底に関する指摘について、実施事業者に指示したうえで対応した。また、鈴木委員には、鋼管杭引抜き状況についても確認いただく予定としている。

表9 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←---→)

内容	施工期間 (R4.1~R4.10 予定)									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実施計画書等の作成等	←→									
資機材の搬入・準備等				◆						
構造物撤去工										
床版撤去工				←→						
棧橋上部撤去工					↔	↔				
ドルフィン撤去工						↔				
鋼管杭撤去工							←→	←---→	←---→	
運搬処理工				←			←	←---→	←---→	
片付け工										←---→

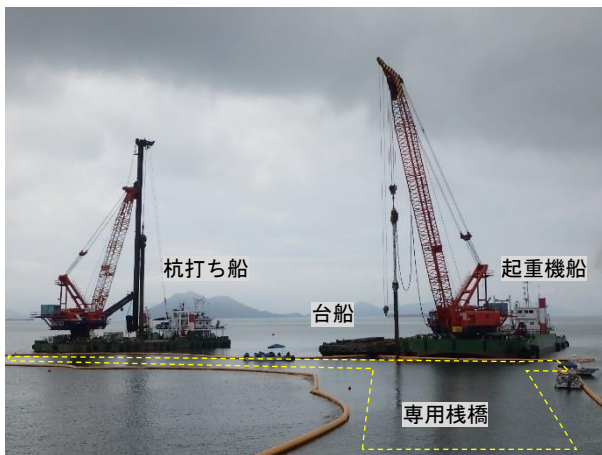


写真12 鋼管杭の撤去状況



写真13 鈴木委員による視察状況



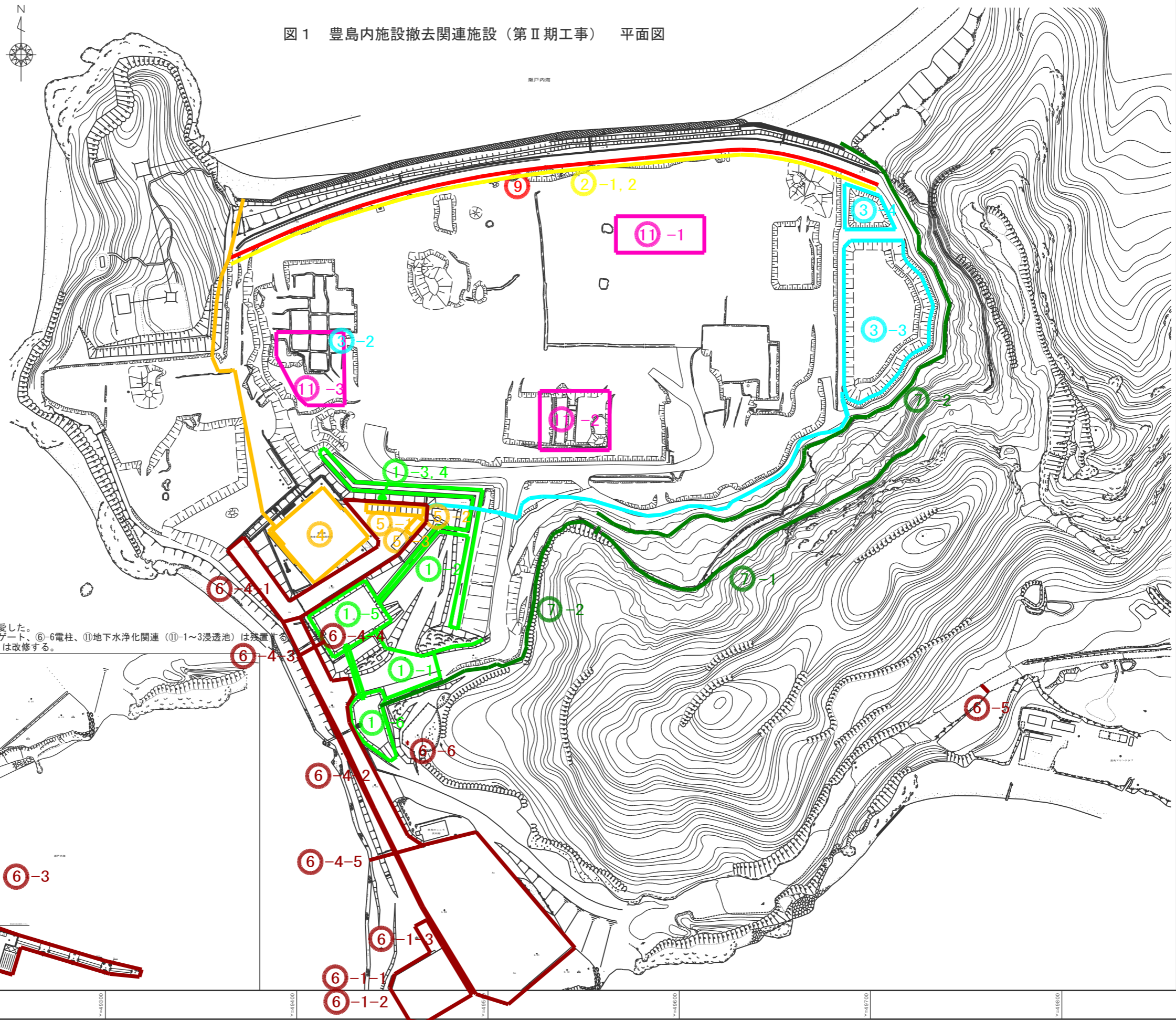
写真14 灯浮標の点灯状況



写真15 標識灯の点灯状況

図1 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図

施設等の役割	番号	施設等の名称
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池1
	①-6	沈砂池2
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1	揚水井
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
④高度排水処理施設関連	④	高度排水処理施設
⑤簡易地下水処理	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥その他	⑥-1-1	積替え施設(上部)
	⑥-1-2	積替え施設(下部)
	⑥-1-3	トラックスケール
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用棧橋
	⑥-4-1	処分地内道路路(高度排水周辺)
	⑥-4-2	処分地内道路路(積替え施設周辺)
	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
	⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦-1	外周排水路(上流側)
	⑦-2	外周排水路(下流側)
⑧地下水の観測	⑧	観測井
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(区画11)
	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(D測線西側)



※1 ③-1揚水井、⑧観測井、⑩整地関連については、表示を割愛した。
 ※2 ⑥-4-3導水管、⑥-4-5豊島のこころ資料館横の側溝、⑥-5ゲート、⑥-6電柱、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は築造する。
 ※3 ⑥-4-4導水管呑口部、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は改修する。